

二 事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(解散、継続、合併又は分割の日)</p> <p>1 - 2 - 3 法第14条第1号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第5号の「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときはその定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>また、同条第2号の「合併の日」とは、合併契約において合併期日として定めた日をいい、同条第3号の「分割の日」とは、分割契約若しくは分割計画において分割期日として定めた日をいう。</p> <p>(いわゆる中間型の分割を行った場合のみなし事業年度)</p> <p>1 - 2 - 4 分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付する分割を行った場合には、法第14条第3号《みなし事業年度》の規定によるみなし事業年度の適用があることに留意する。</p> <p>(設立無効等の判決を受けた場合の清算)</p> <p>1 - 2 - 5 .....</p> <p>(人格のない社団等が財産の全部を分配した場合の残余財産の確定)</p> <p>1 - 2 - 6 .....</p>	<p>(解散、継続又は合併の日)</p> <p>1 - 2 - 3 法第14条第1号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第4号の「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときはその定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいい、同条第2号の「合併の日」とは、合併契約において合併期日として定めた日の前日をいうものとする。</p> <p>(注) 合併法人における合併の日は、当該合併期日として定めた日をいうものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(設立無効等の判決を受けた場合の清算)</p> <p>1 - 2 - 4 .....</p> <p>(人格のない社団等が財産の全部を分配した場合の残余財産の確定)</p> <p>1 - 2 - 5 .....</p>